

上田リーグ規約

第一章 総則

第1条（名称）

この会の名称は「上田リーグ」と称する。

第2条（事務局）

この会の事務局は会の定めるところに置く。

第3条（目的）

この会の目的は野球を愛好する子供達に野球を正しく指導し、「団結、友愛、規律」を基本に体力向上とスポーツマン精神を養成し、判断力を高め、青少年同志の交歓の場を与え、規則正しい明朗な青少年を健全育成することを目的とする。

第4条（事業）

前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1） よく統率された練習および試合を積極的に行なうこと。
- （2） 少年硬式野球の普及を図ること。
- （3） その他、信越連盟等の大会の開催等、目的達成に必要な事業を行なうこと。

第二章 会則

第5条（入会）

- （1） 選手会員。上田市千曲川右岸及び隣接町村に在住する小学生及び中学生で、この会の目的に賛同する子供は、別に定める入会手続きにより、会長の承認を得て入会するものとする。
- （2） 保護者の会員。入会した選手の保護者は自動的に保護者会に入会し、正会員にならないといけない。
- （3） 名誉会員。この会に強い関心を持つ者は役員会の推薦により名誉会員として委嘱することができる。
- （4） 後援会。上田リーグの方針を理解し、目的、活動を成功させるための会員を後援会員とする。

第6条（選手の心構え）

この会に入会した選手は野球を通じて友情、ファイト、協調の精神を学ぶことと共に勉学に励み、家庭内においても規律、礼儀をつくし常に他の子供達の模範となるように心がけなければ

ならない。

第7条（保護者の義務）

- （1） 保護者は常に選手に対し、前条の心構えを説くなど、この会の選手としての正しい自覚を持たす様指導しなければならない。
- （2） 保護者は常に積極的にグラウンド周辺の整備に努め、選手の安全対策、遠征時の選手輸送等、必要な事項に協力しなければならない。
- （3） 保護者は練習所内及び試合場内における選手の一切の行動については、監督及びコーチに一任しなければならない。

第8条（退会）

- （1） 長期間、理由なく練習等を欠席した者、及び長期間、理由なく会費を納入しない者には退会を通告することができる。
- （2） 会員がこの会の名誉を毀損し、又は趣旨に反する行為のあったときは、役員会の決議により除名することができる。
- （3） 会員が退会するときは理由を付して会長に退会届を提出するものとする。

第三章 役員等

第9条（役員）

- （1） この会に次の役員をおく。

イ	会長	一名
ロ	副会長	若干名
ハ	事務局長	一名
ニ	会計部長	一名
ホ	役員	若干名
ヘ	会計監事	二名
- （2） この会に次のグラウンド担当役員をおく。

イ	総監督	一名	
ロ	監督	シニア、リトル、マイナー、ファーム	各一名
ハ	コーチ	若干名	
ニ	審判部長	一名	
ホ	審判員	若干名	
ヘ	チームドクター	若干名	

第10条（役員を選任）

- （1） 役員は役員会において選任し会長が任命する。
- （2） グラウンド担当役員は役員会において指名する。

- (3) この会の事業運営上必要あるときは、会長はその事業の専門担当を役員及びグラウンド担当役員の中から指名することができる。

第11条（役員の仕事）

- (1) 会長はこの会を代表し総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 本部役員とは、会長、副会長、総監督、保護者会会長、事務局長、その他をもって構成する。
- (4) 事務局長は事務局並びに各専門部の仕事を掌理し総括する。
- (5) 会計部長はこの会の会計を経理する。
- (6) 役員はこの会の事業について審議決定し、これを執行する。
- (7) 会計監事はこの会の事業、財産及び会計全般について監査し、総会にて報告する。

第12条（グラウンド担当役員の仕事）

総監督、監督及びコーチ並びにその他のグラウンド担当役員は選手の直接指導員として、野球技術の向上と指導力の向上に励み、勝敗は第二義的のものとし、常に統一された指導を行い、第3条の目的達成のために努力する。

第13条（役員の任期）

- (1) 役員及びグラウンド担当役員の任期は一年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 補欠により任期の途中で就任した役員及びグラウンド担当役員の任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第14条（会議）

この会は総会、役員会、本部役員会、コーチ会議及び審判部会等の会議を開催する。

第15条（総会）

- (1) 総会は第5条（2）、（3）、（4）の会員及び役員とグラウンド担当役員をもって構成する。
- (2) 定時総会は年1回開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会は事業報告案及び決算案の承認、並びに事業計画案及び予算案の承認を行なう。

第16条（役員会及び本部役員会）

- (1) 役員会は役員をもって構成する。但し、会議の目的により必要な時は会長は役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- (2) 会議は全て会長が招集し開催する。
- (3) 役員会はこの規約に定めるもののほか次の事項を審議する。
 - イ. 事業報告案及び決算案の決定、並びに事業計画案及び予算案の決定。
 - ロ. この会の運営に関する必要な事項の決定、並びにこの規約に定めのない事項の決定。
- (4) 本部会、役員会は必要ある時随時開催する。

第17条（監督・コーチ、役員会議）

- (1) 監督・コーチ、役員会議は第9条の役員をもって構成する。但し会議の目的により必要な時は、会長、事務局又は監督は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (2) 会議は原則として毎月一回以上開催し、会長又は事務局が招集し開催する。
- (3) 会議は次の事項を協議し決定する。
 - イ. 指導方法及び練習方法に関する事。
 - ロ. 試合に出場する選手の選抜に関する事。
 - ハ. 入会希望者のテストに関する事。
 - ニ. 練習試合及び試合に関し、リトル及びシニア担当理事と協議し、事務局に報告する。
 - ホ. その他、練習及び試合に関する必要な事項。

第18条（審判部会及びその他の会議）

- (1) 審判部会は審判員をもって構成し、必要に応じて事務局と相談のうえ審判部長が招集し、必要な事項を協議する。
- (2) その他の会議の開催が必要な場合は、事務局に連絡する。

第五章 選手の募集

第19条（時期）

選手の募集は役員会の定めた時期に行ない、原則通年とする。

第20条（手続き）

入会希望の子供達は、別に定める手続きにより、保護者の同意を得て、会長宛に申込まなければならない。

第六章 会計

第21条（予算）

この会の予算は会費ならび寄付金をもってこれにあてる。

第22条（会費）

この会に入会した選手は役員会で定めた額の入会金及び会費を所定の期日迄に必ず納入しなければならない。

第23条（その他の経費）

遠征費、合宿費等必要な経費は参加の選手から会費とは別にその都度徴収することができる。

第24条（退会時の会費の措置）

- (1) 退会する選手の入会金は年度の途中または終了時にかかわらず、また理由の如何を問わず返金しない。
- (2) 月の途中において退会した選手の退会した月の会費は理由の如何を問わず返金しない。
- (3) 卒団予定者は会計年度終了月の10月まで会費を収めなければならない。

第25条（会計年度）

この会の会計年度は毎年11月1日に始まり、10月末日に終わる。

第七章 慶弔規定

第26条（目的）

第28条に定める者に慶弔災害の事実があったとき、本規定の定めるところにより、祝金、弔慰金、見舞金を送り、相互の融和と、親睦を計り、リーグの円滑な運営を計ることを目的とする。

第27条（運営）

第26条に関する事実が発生したときは、事務局と該当する役員で規定に従って行い、事務局はすみやかに、リーグの役員会に報告する。

第28条（範囲）

本規定は、上田リーグに所属する役員、監督、コーチ、選手、保護者会、後援会及び親族に適用し、連盟及び上田市教育委員会関係については、この規定を準用する。それ以外の関係者については、役員で協議して決める。

第29条（金額）

1. 祝金
 - ・ 結婚のとき・・・5,000円
 - ・ 出産のとき・・・5,000円
2. 弔慰金・・・5,000円
3. 病気、けがの見舞金・・・3,000円
4. 災害見舞金

第28条で定める者が、風、水害、火災、その他の災害により、損害を受けたときは、その被害の程度に応じ世間一般常識を超えない範囲で事務局と該当する役員で決める。

第30条

第28条に該当した者は、お返しはしないものとする。

第八章 附則

第31条（規約改正）

この規約の改正を要する時は役員会の決議による。

第32条（規約にない事項の処理）

この規約に定めのない事項について処理する必要がある時は役員会の決議によって執行することができる。

第33条（経過措置）

- (1) 昭和57年度の会計年度は昭和57年1月1日に始まり、昭和57年11月30日に終わるものとする。
- (2) 平成3年度の会計年度は平成2年12月1日より始まり、平成3年9月30日に終わるものとする。

第34条（適用開始）

この規約は昭和57年7月1日から適用する。

昭和58年12月4日改正施行

昭和61年2月1日改正施行

平成元年12月3日改正施行

平成3年11月4日改正施行

平成13年11月20日改正施行

平成17年2月20日改正施行（会計年度の改正）

平成20年9月28日改正